

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決めの
適用水域における漁船操業ルール

日台漁業委員会第4回会合
(2015年3月7日、東京)

日台漁業委員会は、2013年4月10日に署名された「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」の適用水域において、日本及び台湾（以下「双方」という。）の漁業者が遵守すべき操業ルールは以下のとおりとすることについて、討議の結果として一致し、以下の内容が実施されるために必要な措置をとるよう、それぞれの関係当局に通報し、要請する。

I. **トラブルなく操業できるようにするためのルール**

(1) 相互に連絡がとれる体制の確保（無線機器の設置）

双方の漁船は、相互の連絡を可能とするため、一定の出力を備えた無線機器を備えることとし、双方の漁業者間で、引き続き、コミュニケーション上の実務的障害の解決策について検討する。また、トラブルを避けるため、双方の漁船は、操業しているときは、そのことが他の漁船に分かるよう、一定の標識（灯火、旗など）をつけることを考慮することができる。

(2) 漁具の放棄および持ち帰りの禁止

双方の漁船は、取決め適用水域においてはえ縄等の漁具を放棄してはならず、他の漁船の漁具を持ち帰ってはならない。また、このことについて、双方の関係当局及び漁業者団体は、それぞれの漁業者を適切に指導する。

(3) マグロ延縄漁業におけるトラブル回避のためのルール

① 八重山北方三角水域

双方は、沖縄の沿岸小型漁船の操業に特別の配慮が必要であることを認識し、八重山北方の三角水域（※）のうち東経124度以東の水域及び東経123度以西の水域については、2015年4月1日から7月31日の間、双方の延縄漁船は、昨年3月10日に漁業者間で合意した昼夜交代ルールにより利用する。

※ 次に掲げる各点を順次直線で結ぶ線によって囲まれる八重山北方の三角水域

(ア) 北緯24度49分37秒、東経122度44分

(イ) 北緯24度50分、東経124度

(ウ) 北緯25度19分、東経124度40分

② 特別協力水域

双方の漁船は、5月1日から7月31日の間、特別協力水域のうち、北緯26度以北の水域では日本漁船の操業方法で操業し、北緯26度以南の水域では台湾漁船の操業方法で操業する。それぞれの操業方法については、別添の通り。日本側は4月からクロマグロの操業が開始される場合は、このルールを準用すべきと要請し、台湾側はこれを考慮するとした。また、双方は、特別協力水域

において、小型沿岸漁業者（はえ縄）の操業に関し特別な配慮が必要となることを認識し、沖縄の沿岸小型漁船の操業が実施される見通しとなった場合には、その具体的な方法につき協議する。

- ③ 漁具の流出による様々な課題を検討するため、双方は、次回の日台漁業委員会までに、関係当局を含めた会議を開催する。
- ④ 取決め適用水域におけるマグロの資源管理について、双方が協力して努力する。

(4) 8月から翌年3月までの間、はえ縄漁船は、投縄する前に、その水域において、仮に小型漁船が操業中であることを発見した場合、適切な船間距離を確保し、可能な限り小型漁船の操業に支障が出ないように配慮を行う。

II. トラブルが起きた場合の円滑な解決に関するルール

上記 I のルールの下で操業を行うこととしても、なお不測の事態等により、トラブルや事故が発生する場合があります。その場合も、円滑に解決がなされるよう、次のルールを設ける。

(1) 漁船保険への加入

- 双方の漁船は、衝突事故等、不測の事態に備えるため、一定の補償水準を担保した漁船保険に加入することを推進する。
- また、海上における衝突等の事故が起き、賠償が必要な場合は、双方の漁業者団体が責任を持って協力し、適切に解決ができるようにする。
- 双方の関係当局は漁船船主責任保険（P I 保険）の整備を推進する。

(2) 漁具トラブルに関するルール

- 特にはえ縄漁業において、縄のもつれや絡みが発生した場合、切断してはならず、やむを得ず切った場合にも必ず漁具を修復する。
- また、このことについて、双方の関係当局及び漁業者団体は、それぞれの漁業者を適切に指導する。

(3) 事故発生時の連絡・対応窓口などの体制整備

事故やトラブルが発生した際、円滑な事故処理などがとれるよう、

- ① 双方の漁業者間の緊急連絡先を整備する。
- ② 事故処理に関する対応について、双方の漁業者団体間同士で整備する。

III. 双方は、次回の日台漁業委員会において、全てのルールについて実施状況をレビューし、その結果を踏まえ、必要な見直しを行う。

特別協力水域における操業方法

[北緯26度以北]

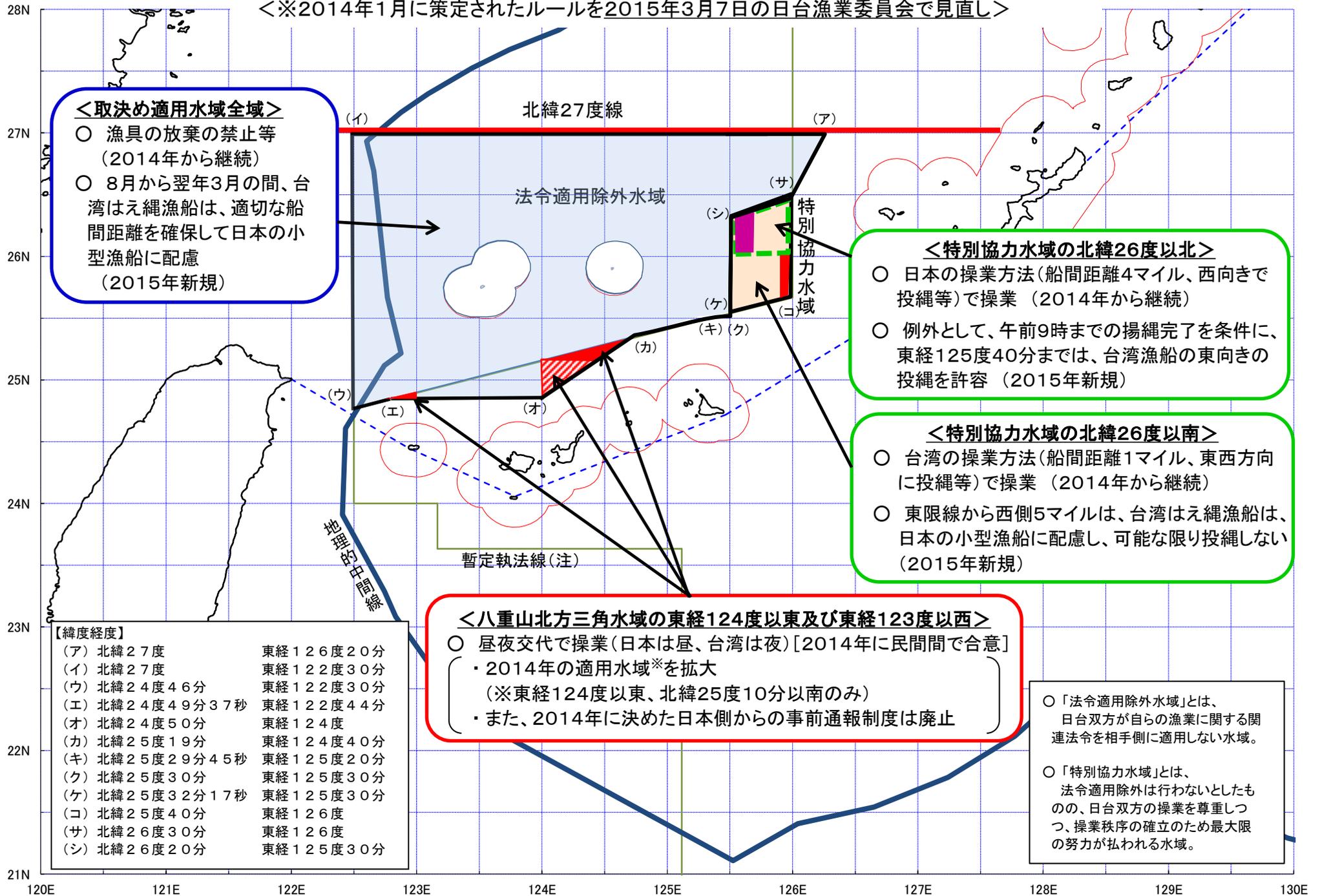
- 1 投縄方向は起点から西向きとし、投縄開始時間は05:00~06:00（日本時間）とする。ただし、2015年5月1日から7月31日までの間は、台湾漁船が夜間に仮に西から東に向けて投縄する場合は、東経125度40分まで投縄することができるが、当日午前09:00（日本時間）までにこの水域内における揚縄作業を完了させ、日本漁船の操業に影響を与えてはならない。
- 2 船間間隔は4マイルとする。
- 3 投縄回数は1回/日とする。
- 4 揚縄終了後は、前回の投縄開始位置に次の投縄開始時間前までに戻る。
- 5 台湾漁船は操業するに当たっては、事前に既に周辺で操業している日本漁船との間で連絡をとることにより、自らの漁船が当該場所で操業可能か否かを確認した上で操業しなければならない。

[北緯26度以南]

- 1 投縄・揚縄時間（台湾時間）：0時（真夜中）に投縄した者は、12時（正午）前に揚げ縄を完了しなければならない。12時（正午）に投縄した者は、24時（真夜中）前に揚げ縄を完了しなければならない。
- 2 投縄操業の基準点及び通報：操業基準点に関し、経度は「度」或いは「半度」を基準とし、緯度は「分」を基準として並んで操業を行う。操業の通報に関し、漁船は操業位置に到達した後共同のチャンネル（9222キロヘルツ）を用いて付近の漁船に周知しなければならない。もし同じ位置ですでに別の漁船が操業のために待機している場合には、遅くきた漁船は前項の原則に基づいて別の位置を探さなければならない。
- 3 投縄方向：一律東西軸で投縄をする。
- 4 投縄距離：東西間の（縄の）距離は30カイリを超えてはならず、南北間の（船の）距離は1カイリとする。
- 5 2015年5月1日から7月31日までの間は、本水域の東限線（東経126度の線）から西側に5マイルの水域内においては、小型漁船の操業に配慮し、はえ縄漁船は、可能な限り投縄を行わないこととする。

日台民間漁業取決め関係水域 [2015年の操業ルール]

<※2014年1月に策定されたルールを2015年3月7日の日台漁業委員会で見直し>



<取決め適用水域全域>

- 漁具の放棄の禁止等 (2014年から継続)
- 8月から翌年3月の間、台湾はえ縄漁船は、適切な船間距離を確保して日本の小型漁船に配慮 (2015年新規)

<特別協力水域の北緯26度以北>

- 日本の操業方法(船間距離4マイル、西向きで投縄等)で操業 (2014年から継続)
- 例外として、午前9時までの揚縄完了を条件に、東経125度40分までは、台湾漁船の東向きの投縄を許容 (2015年新規)

<特別協力水域の北緯26度以南>

- 台湾の操業方法(船間距離1マイル、東西方向に投縄等)で操業 (2014年から継続)
- 東限線から西側5マイルは、台湾はえ縄漁船は、日本の小型漁船に配慮し、可能な限り投縄しない (2015年新規)

<八重山北方三角水域の東経124度以東及び東経123度以西>

- 昼夜交代で操業(日本は昼、台湾は夜)[2014年に民間間で合意]
- ・ 2014年の適用水域※を拡大 (※東経124度以東、北緯25度10分以南のみ)
- ・ また、2014年に決めた日本側からの事前通報制度は廃止

【緯度経度】

(ア) 北緯 27 度	東経 126 度 20 分
(イ) 北緯 27 度	東経 122 度 30 分
(ウ) 北緯 24 度 46 分	東経 122 度 30 分
(エ) 北緯 24 度 49 分 37 秒	東経 122 度 44 分
(オ) 北緯 24 度 50 分	東経 124 度
(カ) 北緯 25 度 19 分	東経 124 度 40 分
(キ) 北緯 25 度 29 分 45 秒	東経 125 度 20 分
(ク) 北緯 25 度 30 分	東経 125 度 30 分
(ケ) 北緯 25 度 32 分 17 秒	東経 125 度 30 分
(コ) 北緯 25 度 40 分	東経 126 度
(サ) 北緯 26 度 30 分	東経 126 度
(シ) 北緯 26 度 20 分	東経 125 度 30 分

○ 「法令適用除外水域」とは、日台双方が自らの漁業に関する関連法令を相手側に適用しない水域。

○ 「特別協力水域」とは、法令適用除外は行わないとしたものの、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序の確立のため最大限の努力が払われる水域。

(注) 台湾が自ら専管の水域であるとして一方的に引いたラインであって、我が国が認めたものではない。